

令和元年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 2019年4月1日

自治体名 (福祉事務所名)	新潟市	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)															
			77.6%	80.0%	78.1%	1.9%															
<p><現在の状況></p> <p>1. 先発医薬品を調剤した事情 (レセプトに記載される薬局からの報告に基づいて集計 H30.6時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>先発医薬品を調剤した事情</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>患者の意向</td> <td>58%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>薬局に備蓄なし</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>後発医薬品なし</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他 (薬剤師の専門的な知見に基づく判断等)</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 関係機関への説明の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度より、関係機関あて文書で説明 ○平成28, 29年度には、後発医薬品使用実績を示し、更なる協力を文書にて依頼 ○平成30年度は、使用原則化に伴い、協力依頼文書及びリーフレットを送付 ○毎年、指定医療機関個別指導において、対象となった医療機関に説明している。 				先発医薬品を調剤した事情	割合	1	患者の意向	58%	2	薬局に備蓄なし	25%	3	後発医薬品なし	13%	4	その他 (薬剤師の専門的な知見に基づく判断等)	4%	<p><対応方針></p> <p>被保護者への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護新規開始時に被保護者に対しリーフレットを用いて後発医薬品について説明し、使用を促す。 ○電子レセプトシステムを活用し、指導対象者を抽出する。 ○健康管理支援員を配置し、指導対象者に対してケースワーカーと協力して面接や助言を行う。 <p>関係機関への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の使用促進の実績について、関係機関へ説明。 ○生活保護制度における後発医薬品の取扱いを説明し、協力を得る。 <p>薬局における備蓄について</p> <p>国が医療全体の問題として取り組んでおり、本市独自の対応はなし。</p> <p>その他</p>			
	先発医薬品を調剤した事情	割合																			
1	患者の意向	58%																			
2	薬局に備蓄なし	25%																			
3	後発医薬品なし	13%																			
4	その他 (薬剤師の専門的な知見に基づく判断等)	4%																			
<p><使用促進が進んでいない原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ○後発医薬品の使用に不安がある被保護者の訴えによる使用の拒否 ○一定割合であるが、薬局における備蓄の問題がある。 			<p><備考></p>																		

※毎年度80%達成を目指す。